

令和8年8月27日からの大雨による被害を受けた 受験生の方への対応について

令和8年8月27日からの大雨に伴う被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この度、仁愛大学では、被害を受けた世帯の受験生の方に対し、下記の対応を講じる事となりました。これらの補助等を希望する場合は、必ず出願前に、お電話にて仁愛大学入学・広報センターまでご連絡下さいますようお願いいたします。

なお、適用を受ける場合は、いずれも罹災証明書（写しも可）の提出が必要となります。

【対象地域】

災害救助法適用地域

富山県、石川県、福井県の14市町村

〔富山県〕高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

〔石川県〕羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

〔福井県〕福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町

（１）入学検定料の給付

対象地域にお住いの受験生に対し、入学後に入学試験検定料相当額を給付します。ただし1回分のみといたします。

【要件】

区分	罹災の状況等
1	・住居が全壊・全焼・全流出 ・主たる学資負担者の死亡もしくは行方不明 ・その他上記に準ずる場合
2	・住居が大規模半壊 ・主たる学資負担者の負傷・休業・失職その他の理由により経済的困難に陥った者 ・その他上記に準ずる場合
3	・住居が中規模半壊・半壊及び床上浸水 ・その他上記に準ずる場合
4	・住居が準半壊・一部損壊及び床下浸水 ・その他上記に準ずる場合

※詳しくは、入学・広報センターまでお問合わせ下さい。

(2) 入学金の給付

対象地域にお住いの受験生で、要件に該当する場合、入学後に入学金全額相当額を給付します。

【要件】

区分	罹災の状況等
1	・住居が全壊・全焼・全流出 ・主たる学資負担者の死亡もしくは行方不明 ・その他上記に準ずる場合
2	・住居が大規模半壊 ・主たる学資負担者の負傷・休業・失職その他の理由により経済的困難に陥った者 ・その他上記に準ずる場合

※詳しくは、入学・広報センターまでお問い合わせ下さい。

(3) その他

本学はインターネット出願となっております。被害に遭われインターネット環境が無く出願にお困りのことや、入試に関することでご質問等ございましたら本学入学・広報センターまでご連絡下さい。

《問い合わせ先》

仁愛大学入学・広報センター

TEL：0120-27-2363／0778-27-2270

E-mail：nyusi@jindai.ac.jp